

広島県税務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

広島県税務取扱規則の一部を改正する規則

広島県税務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（税務文書の收受の取扱い） 第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申告書受付整理簿 別記様式第三号 第三号の二 第三号の三 第三号の四 第三号の五 第三号の六 第三号の七 三十七（略）</p> <p>（納税管理人の承認等の手続） 第五条の二 県税事務所長等は、条例第三十四条の三第二項、第四十七条の二第二項、第五十六条の二第二項、第二百一十一条の二第二項、第二百二十九条の二第二項、第三百二十八条の二第二項又は広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号。以下「宿泊税条例」という。）第十一条第一項の規定による承認をしようとするときは別記様式第九号又は別記様式第九号の二による納税管理人承認決議書によつて、承認しないこととするときは別記様式第九号の二の二による納税管理人承認決議書によつてしなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 県税事務所長等は、条例第三十四条の三第三項、第四十七条の二第三項、第五十六条の二第三項、第七十四条の二第二項、第二百一十一条の二第三項、第二百二十九条の二第三項若しくは第三百二十八条の二第三項、広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号。以下「埋立税条例」という。）第十九条第二項又は宿泊税条例第十一条第二項の規定による認定をしようとするときは別記様式第九号の四、別記様式第九号の四の二又は別記様式第九号の四の三による納税管理人選定免除認定決議書によつて、認定しないこととするときは別記様式第九号の五による納税管理人の選定免除を認定しない旨の決議書によつてしなければならない。</p> <p>4 県税事務所長等は、条例第三十四条の三第四項、第四十七条の二第四項、第五十六条の</p>	<p>（税務文書の收受の取扱い） 第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申告書受付整理簿 別記様式第三号 第三号の二 第三号の三 第三号の四 第三号の五 第三号の六 三十七（略）</p> <p>（納税管理人の承認等の手続） 第五条の二 県税事務所長等は、条例第三十四条の三第二項、第四十七条の二第二項、第五十六条の二第二項、第二百一十一条の二第二項、第二百二十九条の二第二項又は第三百二十八条の二第二項の規定による承認をしようとするときは別記様式第九号による納税管理人承認決議書によつて、承認しないこととするときは別記様式第九号の二による納税管理人承認決議書によつてなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 県税事務所長等は、条例第三十四条の三第三項、第四十七条の二第三項、第五十六条の二第三項、第七十四条の二第二項、第二百一十一条の二第三項、第二百二十九条の二第三項若しくは第三百二十八条の二第三項又は広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号。以下「埋立税条例」という。）第十九条第二項の規定による認定をしようとするときは別記様式第九号の四又は別記様式第九号の四の二による納税管理人選定免除認定決議書によつて、認定しないこととするときは別記様式第九号の五による納税管理人の選定免除を認定しない旨の決議書によつてなければならない。</p> <p>4 県税事務所長等は、条例第三十四条の三第四項、第四十七条の二第四項、第五十六条の</p>

二第四項、第七十四条の二第三項、第二百二十一条の二第四項、第二百二十九条の二第四項若しくは第三百三十八条の二第四項、埋立税条例第十九条第三項又は宿泊税条例第十一条第三項の規定により認定を取り消すときは、別記様式第九号の六による納税管理人選定免除認定取消し決議書によつてしなければならない。

（課税標準額等の調査手続）
第八条（略）

2・3（略）

4 徴税吏員は、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物埋立税又は宿泊税について、課税標準額等を調査する場合においては、次の各号に掲げる書類によるものとする。

一四（略）

五 宿泊税調査書 別記様式第三十九号の六

5―7（略）

（課税台帳等の備付け）
第十条（略）

一五（略）

六 宿泊税課税原簿 別記様式第五十五号の二

七・八（略）

（徴収金の調定及び徴収手続）
第十一条（略）

2（略）

一八（略）

九 宿泊税調定決議書兼調定明細書 別記様式第七十二号の二

3（略）

4（略）

一九（略）

十 宿泊税更正・決定決議書兼調査書 別記様式第七十二号の三

5・6（略）

7 県税事務所長は、ゴルフ場利用税、軽油引取税又は宿泊税に係る更正又は決定をした場合において、加算金額があるときは、更正又は決定の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

8―11（略）

（調定の整理及び収入手続）
第十二条（略）

一九（略）

十 宿泊税調定集計書 別記様式第八十一号の五

十一 宿泊税調定異動集計書 別記様式第八十一号の六

二第四項、第七十四条の二第三項、第二百二十一条の二第四項、第二百二十九条の二第四項若しくは第三百三十八条の二第四項又は埋立税条例第十九条第三項の規定により認定を取り消すときは、別記様式第九号の六による納税管理人選定免除認定取消し決議書によつてしなければならない。

（課税標準額等の調査手続）
第八条（略）

2・3（略）

4 徴税吏員は、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税又は産業廃棄物埋立税について、課税標準額等を調査する場合においては、次の各号に掲げる書類によるものとする。

一四（略）

5―7（略）

（課税台帳等の備付け）
第十条（略）

一五（略）

六・七（略）

（徴収金の調定及び徴収手続）
第十一条（略）

2（略）

一八（略）

3（略）

4（略）

一九（略）

5・6（略）

7 県税事務所長は、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る更正又は決定をした場合において、加算金額があるときは、更正又は決定の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

8―11（略）

（調定の整理及び収入手続）
第十二条（略）

一九（略）

(決議整理簿等の備付け)

第十四条 (略)

一―十一 (略)

十二 宿泊税特別徴収義務者証票交付簿及び
廃棄処分決議整理簿 別記様式第百三号の
五

第十八条の七 (略)

(決議整理簿等の備付け)

第十四条 (略)

一―十一 (略)

第十八条の七 (略)

(宿泊税の特別徴収義務者の指定等の手続)

第十八条の八 広島県西部県税事務所長は、宿
泊税条例第七条第二項の規定による指定(以
下この条において「指定」という。)をしよ
うとするときは、別記様式第百十九号の十三
による宿泊税特別徴収義務者指定通知決議書
によつて、指定を取り消すときは、別記様式
第百十九号の十四による宿泊税特別徴収義務
者指定取消し通知決議書によつてしなければ
ならない。

(宿泊税の申告期限の特例の指定等の手続)

第十八条の九 広島県西部県税事務所長は、宿
泊税条例第八条第二項の規定による指定(以
下この条において「指定」という。)をしよ
うとするときは、別記様式第百十九号の十五
による宿泊税申告納入期限特例適用者指定・
不指定通知決議書によつてしなければならな
い。

(宿泊税の特別徴収義務者の登録手続)

第十八条の十 広島県西部県税事務所長は、宿
泊税条例第九条第四項の規定による登録をし
ようとするときは、別記様式第百十九号の十
七による宿泊税特別徴収義務者登録通知決議
書によつてしなければならない。

(課税免除等の手続)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4| 広島県西部県税事務所長は、宿泊税条例第
十条第一項の規定により還付若しくは還付し
ない旨の決定又は納入の義務の免除若しくは
免除しない旨の決定をするときは、別記様式
第百二十七号の九による宿泊税徴収不能額等
の還付又は納入義務の免除決議書によつてし
なければならない。

5| (略)

第二十四条 県税事務所長等は、過誤納に係る
(過誤納金等の還付又は充当の手続)

(課税免除等の手続)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

第二十四条 県税事務所長等は、過誤納に係る
(過誤納金等の還付又は充当の手続)

徴収金その他の還付すべき金額（以下「過誤納金等」という。）があることを発見したとき又は納税者若しくは特別徴収義務者若しくは第二次納税義務者から県税規則別記様式第二十三号による過誤納金等還付請求書若しくは県税規則第十五条第二項各号（埋立税規則第二十一条第一項若しくは広島県宿泊税条例施行規則（令和七年広島県規則第四十五号）第十五条第一項の規定により県税規則の定めるところによるものとされる場合を含む。）に規定する書類の提出があつたときは、遅滞なく、別記様式第百三十二号による県税過誤納金等整理簿に記載しなければならない。

2・3 (略)

徴収金その他の還付すべき金額（以下「過誤納金等」という。）があることを発見したとき又は納税者若しくは特別徴収義務者若しくは第二次納税義務者から県税規則別記様式第二十三号による過誤納金等還付請求書若しくは県税規則第十五条第二項各号（埋立税規則第二十一条第一項の規定により県税規則の定めるところによるものとされる場合を含む。）に規定する書類の提出があつたときは、遅滞なく、別記様式第百三十二号による県税過誤納金等整理簿に記載しなければならない。

2・3 (略)

別記様式第三号の六の次に次の様式を加える。

別記様式第九号の二を別記様式第九号の二の二とし、別記様式第九号の次に次の一様式を加える。

様式第9号の2（第5条の2関係）

決裁者		担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の 押印承認
			・ ・	・ ・	

宿泊税納税管理人承認決議書

次によって通知する。		年 月 日
<p>住 所(所在地)</p> <p>氏 名(名 称) 様</p> <p style="text-align: right;">広島県西部県税事務所長</p> <p>年 月 日付で申請の宿泊税に係る納税管理人については、次のとおり承認します。</p>		
施 設	所 在 地	
	名 称	
	証 票 番 号	第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第九号の四の二の次に次の一様式を加える。

様式第9号の4の3（第5条の2関係）

決裁者		担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の 押印承認
			・ ・	・ ・	

宿泊税納税管理人選定免除認定決議書

次によって通知する。		年 月 日
<p>住 所(所在地)</p> <p>氏 名(名 称) 様</p> <p style="text-align: right;">広島県西部県税事務所長</p> <p>年 月 日付けで申請の宿泊税の納税管理人を定めることを要しないことについて、広島県宿泊税条例第11条第2項の規定により認定します。</p>		
施 設	所 在 地	
	名 称	
	証 票 番 号	第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第三十九号の五の次に次の一様式を加える。

様式第39号の6 (第8条関係)

年 月実績 宿泊税調査書

賦課番号		調査年月日	・ ・	調査員氏名			
特別徴収義務者住所(所在地)及び氏名(名称)				宿泊施設の所在地及び名称			
対応者	(代表者・経理担当者・その他())						
調査書類	<input type="checkbox"/> 税帳簿(宿泊税条例第12条規定の帳簿) <input type="checkbox"/> 課税免除がある場合の証拠書類(市町との協定書等) <input type="checkbox"/> 決算関係書類 <input type="checkbox"/> 旅館業法又は住宅宿泊事業法に基づく宿泊者名簿 <input type="checkbox"/> 売掛金台帳 <input type="checkbox"/> その他(請求書控え、領収書、売上伝票等)						
概況聴取	予約方法	<input type="checkbox"/> 宿泊者等からの申込み <input type="checkbox"/> 旅行者等からの申込み () <input type="checkbox"/> その他 ()			客室数	室	
					収容人数	人	
申告書の作成方法	作成の基となっている帳簿名 ()						
	区分	宿泊数	課税対象	課税対象外	税率	税額	備考
申告額	申告納入分	泊	泊	泊	200円	円	
調査額	申告納入分				200円		
差引増減	申告納入分				200円		
(意見・要望等)							
(調査記事)							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表

宿 泊 数 調 査 表

月分		宿泊施設の名称			
日	区分	宿 泊 数 (泊)			合 計 ① + ②
		課 税 対 象 (1人1泊6千円以上) ①	②	課 税 対 象 外 うち1人1泊 6千円未満 うち 修学旅行等	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第五十五号の次に次の一様式を加える。

様式第55号の2 (第10条関係)

営業 種別	
----------	--

賦課番号 (証票番号)	
----------------	--

宿 泊 税 課 税 原 簿

宿 泊 施 設 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号	(電話)
宿 泊 施 設 の 名 称	
特 別 徴 収 義 務 者 の 氏 名 (名 称)	
特 別 徴 収 義 務 者 住 所 (所 在 地)	(電話)

年 月 日								特 記 事 項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第七十二号の次に次の二様式を加える。

宿泊税更正・決定決議書兼調査書

決裁者		担当者	調定年月日		宿泊施設の名称	氏名(名称)		県税	賦課番号				
			・	・									
			決議年月日										
・	・												
実績年月	処理別	申告(既住)額				調査(更正・決定)額				差引増減額		加算金	
		宿泊数 (泊)	課税対象 (泊)	課税対象外 (泊)	税額 (円)	宿泊数 (泊)	課税対象 (泊)	課税対象外 (泊)	税額 (円)	課税対象 (泊)	税額 (円)	コード	金額 (円)
合計													

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第八十一号の四の次に次の二様式を加える。

別記様式第百二号の四の次に次の様式を加える。

様式第 103 号の 5 (第 14 条関係)

宿泊税特別徴収義務者証票交付簿
及び廃棄処分決議整理簿

証票 宿泊税施行規則第 9 号様式

証票 番号	交 付						廃 棄 処 分									
	交 付 年月日	宿 泊 施 設 の 名 称	宿 泊 施 設 の 所 在 地	特別徴収義務者の氏名 (名 称)	受 領 者	取 扱 者	返 納 年月日	決 裁 者					廃 棄 年月日	廃 棄 方 法	立 会 人	備 考

(注) 受領者が特別徴収義務者と異なる場合には、その氏名を特別徴収義務者の氏名(名称)欄に括弧書で付記すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第百十九号の十二の次に次の五様式を加える。

様式第119号の13 (第18条の8 関係)

決裁者		担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の 押印承認	賦課番号
			・ ・	・ ・		

宿泊税特別徴収義務者指定通知決議書

次によって通知する。		施行年月日	年	月	日
		証票交付簿等 登載年月日	年	月	日
			年	月	日
住所 (所在地) 氏名 (名称)		様			
広島県西部県税事務所長					
宿泊税特別徴収義務者指定通知書					
<p>広島県宿泊税条例第7条第2項の規定により、宿泊税特別徴収義務者として、次のとおり指定したので通知します。</p>					
義務 特別 徴 収	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
施 設	所在地				
	名称				
	営業種別				
設 置	設置の 所有者	住所			
		氏名又は名称			
備考 (理由等)					

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第119号の14（第18条の8関係）

決裁者		担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の 押印承認	賦課番号
			・ ・	・ ・		

宿泊税特別徴収義務者指定取消し通知決議書

次によって通知する。		施行年月日	年 月 日
住所 (所在地) 氏名 (名称)		様	年 月 日
広島県西部県税事務所長			
宿泊税特別徴収義務者指定取消し通知書			
宿泊税特別徴収義務者の指定については、次の理由により取り消します。			
施設	所在地		
	名称		
指定取消年月日		年 月 日	
指定取消しの理由			

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第119号の16 (第18条の9関係)

決裁者		担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の 押印承認	賦課番号
			・ ・	・ ・		

宿泊税申告納入期限特例適用者指定取消し通知決議書

次によって通知する。		施行年月日	年 月 日
住所 (所在地) 氏名 (名称)		様	年 月 日
広島県西部県税事務所長			
宿泊税申告納入期限特例適用者指定取消し通知書			
年 月 日付けで通知の納入申告書の提出期限及び納入期限の特例適用者の指定については、次の理由により取り消します。			
施設	所在地		
	名称		
	証票番号	第	号
義特別徴収者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
特例適用者の指定を取り消す申告の開始時期		年 月分の申告から	
取消しの理由			

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 119 号の 17 (第 18 条の 10 関係)

決裁者		担当者	起案年月日	決裁年月日	公印の 押印承認	賦課番号
			・ ・	・ ・		

宿泊税特別徴収義務者登録通知決議書

次によって通知する。		施行年月日	年 月 日
		証票交付簿等 登載年月日	年 月 日
住 所(所在地)		年 月 日	
氏 名(名 称)		様	
		広島県西部県税事務所長	
宿泊税特別徴収義務者登録通知書			
広島県宿泊税条例第 9 条第 4 項の規定により、宿泊税特別徴収義務者として、次のとおり登録したので通知します。			
義 特 別 務 徴 収 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
施 設	所 在 地		
	名 称		
	営 業 種 別		
証 票 番 号		第 号	
登 録 年 月 日		年 月 日	

- (注) 1 別に交付する証票を当該宿泊施設の公衆に見やすい箇所に掲示してください。
 2 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
 また、この処分があったことを知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第二百二十七号の八の次に次の一様式を加える。

様式第127号の9（第22条関係）

還 付 決議書
 宿泊税徴収不能額等の 納入義務の免除

決裁者		起案者	起 案 年 月 日	決 裁 年 月 日	公 印 の 押 印 承 認	施行年月日
課税原簿等 整理年月日			通知番号			
担 当 者			通知年月日			
年 月 日付けで申請の 還 付 については、次のとおり決定する。 納入義務の免除						
賦課番号	施設の名 称	施設の所在地	特別徴収義務者			
			住所(所在地)		氏名(名称)	
年 度	月 別		還 付 額 納入義務の免除			
還 付 額 算 定 の 基 礎 納入義務の免除						
亡失し、又は受け取ることができなくなつた宿泊料金(宿泊税額を含む。)の総額 ①			円			
①に対応する課税対象となる宿泊数 ②			泊			
②に対応する宿泊税額 (②×200円/泊)			円			
申 請 金 額			円			
摘要						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第四条の規定により行う特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証券の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第五条の二第一項、第十四条、第十八条の八及び第十八条の十の規定の例により行うことができる。この場合において、第十八条の八及び第十八条の十中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「知事」と、別記様式第九号の一の二、別記様式第百十九号の十三、別記様式第百十九号の十四及び別記様式第百十九号の十七中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「広島県知事」とする。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

3 この規則による改正前の広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。